

## 京都市民族学校児童生徒就学援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、本市の区域内に設置された民族学校に在学し、かつ、経済的理由により就学困難なものに対する就学援助費の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民族学校 学校法人京都朝鮮学園の設置する京都朝鮮初級学校、京都朝鮮第二初級学校及び京都朝鮮中高級学校（中級部に限る）をいう。
- (2) 児童 民族学校に在学する者のうち、学校教育法に規定する学齢児童に相当する年齢のもの
- (3) 生徒 民族学校に在学する者のうち、学校教育法に規定する学齢生徒に相当する年齢のもの
- (4) 保護者 児童又は生徒の親権を行う者、未成年後見人その他教育長が特に認める者
- (5) 住所 生活の本拠
- (6) 就学援助費 この要綱に基づいて交付される補助金
- (7) 京都市立小中学校就学援助制度 本市が設置する小学校、中学校又は小中学校に在学する児童又は生徒を対象として実施する就学援助制度

(受給資格)

第3条 就学援助の受給資格については、京都市就学援助支給要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項を準用する。ただし、本市の区域内に住所を有しない児童生徒は除く。

(受給資格の認定)

第4条 校長は、就学援助の申込みがあった場合は、提出された申込書を審査し、必要な書類を調べ、教育委員会に申込書を提出しなければならない。この場合において、当該年度の4月1日から6月30日までの間に申込書が提出された場合にあつては、当該年度の7月1日から翌年3月31日までの期間についても申込みがあつたものとみなす。

- 2 教育委員会は、前項の申込書の提出を受けた場合は、前条の規定により準用する要綱第3条第1項に規定する受給資格の有無について審査し、その結果を校長に通知するものとする。ただし、前条の規定により準用する要綱第3条第1項第2号（世帯変更がある場合に限る）から第4号の規定する受給資格の有無については、別表1に応じて審査し認定する。
- 3 校長は、前項の通知があつたときは、受給資格の有無について保護者に通知するものとする。

(交付対象期間)

第5条 就学援助費の交付の対象となる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間の途中で認定を受けた者については、前項の規定にかかわらず、認定を受けた日から当該年度の末日までとする。

(就学援助の種類等)

第6条 就学援助費は、次に掲げる事項について、予算の範囲内において交付する。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 修学旅行費
- (3) 学校給食費
- (4) 校外活動費
- (5) 新入学児童生徒学用品費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 通学費
- (8) 医療援助費
- (9) 卒業アルバム費

(その他事務手続き)

第7条 その他就学援助に係る手続等については、要綱を準用する（通学費においては、初級学校は上限を40,020円とし、中高級学校は上限を80,880円とする。）  
この場合において、要綱の受給資格中「生活保護法第6条第2項に規定する」とあるのは「京都市外国人教育扶助規則に規定する」と読み替えるものとする。

(代理人)

第8条 就学援助費の請求、受領、返還その他条例、規則及びこの要綱に定める一切の手続は、第3条の規定に基づき認定を受けた保護者から権限を委任された当該児童又は生徒が在学する民族学校の校長が行うものとする。

(就学援助費の交付)

第9条 条例第9条の規定による申請は、別に定める様式によって行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、京都市立小中学校就学援助制度に準じて、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(民族学校であった学校についての特例)

2 平成 21 年 3 月 31 日までの間に限り、学校法人京都国際学園の設置する京都国際中学校を民族学校とみなし、同校に在学する生徒について、この要綱により就学援助費を交付することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

申込日	期 間	審査基準となる世帯の所得
当該年度の 6 月 30 日まで	当該年度の 4 月 1 日～当該年度の 6 月 30 日	前年度所得
当該年度の 7 月 1 日以降	当該年度の申込月の 1 日～当該年度の翌年 3 月 31 日	当該年度所得